

第 1 2 号 議案

足立区個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区個人情報保護条例の一部を改正する条例

足立区個人情報保護条例（平成 5 年足立区条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「委託（）」を「委託（当該業務の全部又は一部を再委託、再々委託等する場合を含む。以下同じ。）しようとするとき、又は」に、「によるものを含む。以下同じ。）しようとするとき」を「による派遣労働者に個人情報取扱業務を行わせようとするとき」に、「委託の」を「委託及び労働者派遣の」に改め、「委託契約」の次に「及び労働者派遣契約」を加え、同条第 3 項中「を受託（第 1 項の労働者派遣契約によるものを含む。以下同じ。）したもの」を「の委託を受けたもの」に改め、「委託した個人情報取扱業務」の次に「（受託者が労働者派遣契約による派遣労働者に個人情報取扱業務を行わせる場合は、当該業務を含む。）」を加える。

第 1 7 条第 2 項中「個人情報取扱業務」の次に「（実施機関又は受託者が労働者派遣契約による派遣労働者に個人情報取扱業務を行わせる場合は、当該業務を含む。第 4 3 条において同じ。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

個人情報取扱業務の受託者の範囲を明確にする必要があるので、この条例案を提出いたします。